

釜石市 物品購入等競争入札参加資格審査申請Q & A

【全てのお問い合わせ先】釜石市財政課 TEL：0193-27-8416

No.	質問(Q)	回答(A)
①申請全般に関するQ & A		
①-1	電子申請できる環境がない場合は、どうすればよいか。	インターネット環境がない等で電子申請が難しい場合は、代理人(行政書士等)にご相談ください。 代理人申請も困難な場合は、 <u>事前に</u> 釜石市財政課までご相談ください。
①-2	新規申請とは何か。	「新規申請」とは、入札参加資格者名簿の <u>有効期間(3年間)ごと</u> に、新規に資格審査を申請することです。
①-3	追加申請とは何か。	「追加申請」とは、名簿登録がない方が、 <u>名簿有効期間の途中年度から</u> 資格審査を申請することです。
①-4	新規申請・追加申請の受付時期はいつ頃か。また随時受付はしているのか。	申請受付期間は、新規・追加ともに、例年 <u>2月中の予定</u> です。 <u>随時受付はしておりません</u> ので、登録を希望される方は受付期間内に申請手続きを完了してください。
①-5	追加申請での名簿登録は、どのタイミングでされるのか。	原則的に、受付対象年度の <u>4月1日から</u> の名簿登録となります。
①-6	追加申請で登録されても、次回の新規申請は必要か。	必要です。名簿有効期間の途中から追加登録されても、有効期間以後の登録には <u>改めて新規申請</u> する必要があります。
①-7	釜石市内に営業所がないが、申請できるか。	申請できます。
①-8	赤字(自己資本額・利益額がマイナス)の会社だが、申請できるか。	申請できますが、市区町村税又は消費税・地方消費税を滞納・分納している場合は申請できません。
①-9	指名停止の措置を受けていても申請できるか。	申請できます。
①-10	税金を分割納付しているが、申請できるか。	申請できません。
①-11	受注実績がないが、申請できるか。	申請できます。資格要件を満たしている方であれば、どなたでも申請可能です。
①-12	登録予定業者の代理で行政書士が申請を行うのは可能か。	可能です。
①-13	釜石市外に本店を、釜石市内に支店を構えているが、地域区分は市外・市内のどちらか。	受任者を設置する場合は、 <u>受任者の所在地</u> で地域区分を決めます。本社(店)が釜石市外であっても、釜石市内の支社(店)に委任する場合は、市内区分となります。
①-14	受任者を設置し、契約は本社で行うことはできるか。	できません。釜石市においては、受任者を設置するためには、 <u>入札・契約等、委任状に記載している内容に関する権限の一切を、受任者に委任する必要があります</u> 。
①-15	見積書・入札書の提出だけを委任したいが、可能か。	可能ですが、その場合は入札参加資格申請での受任者の設置はできませんので、 <u>入札・見積徴取の都度、委任状の提出が必要</u> です。

釜石市 物品購入等競争入札参加資格審査申請Q & A

【全てのお問い合わせ先】釜石市財政課 TEL：0193-27-8416

No.	質問(Q)	回答(A)
①-16	受任者を事務職員等の担当者にしてもよいか。	受任者となるのは、同一社内の責任権限のある方に限りますので、 <u>契約締結権限の受任者として、責任を負うことができる方</u> を選任してください。
①-17	前有効期間中、入札の案内が一度も無かったが。	業種・品目等によっては、有効期間中、全く入札等がないこともあります。ご了承ください。
②電子申請に関するQ & A		
②-1	資格申請システムの稼働時間を教えてほしい。	資格申請システムは、申請受付期間中であれば24時間稼働しております。ただし、メンテナンスにより利用できない時間帯が生じる場合があります。
②-2	工事と建設関連業務の名簿登録時にユーザー登録しているが、物品での申請でも改めてユーザー登録は必要か。	必要です。工事・建設関連業務のユーザー登録とは別に、改めてユーザー登録してください。
②-3	ユーザー登録情報の訂正、変更は可能か。	可能です。ただし一度登録したメールアドレスを変更する際は、事前に釜石市財政課までご連絡ください。そのままメールアドレスを変更登録すると、申請・登録済み内容が確認できなくなることがあります。
②-4	提出ファイルのアップロードに失敗するが、原因は何か。	ブラウザとの相性により失敗することがあるようです。Microsoft Edge・Google Chromeのうち、 <u>異なるブラウザでも</u> 操作をお試ください。それでも失敗する場合は、釜石市財政課までお問い合わせください。
②-5	申請入力途中で一時保存せずにブラウザを終了した場合、途中から入力可能か。	一時保存せずにブラウザを終了した場合は、 <u>最初からの申請入力</u> となります。
②-6	登録する電話番号は携帯電話の番号でもよいか。	携帯電話の番号でも問題ありませんが、担当者の変更等に伴い電話番号の変更が必要になると思われますので、 <u>なるべく会社の固定電話の番号</u> としてください。
②-7	「現組織に変更した年月」とはどのようなことか。	営業開始後に <u>組織形態の変更</u> (有限会社から株式会社への変更等)があった場合に、その変更年月日を入力してください。
②-8	データ送信が間違いなくされたか確認したい。	入力完了後に送信される「 <u>受付完了メール</u> 」をご確認ください。その後、申請内容や添付書類に不備がなければ「 <u>受付承認メール</u> 」が送信され、不備があった場合は「 <u>申請差戻しメール</u> 」でご連絡いたします。
②-9	申請入力を完了した後で入力間違いに気づいた。修正はどのようにすればよいか。	「 <u>受付完了メール</u> 」に記載されたURLから、修正フォーム又は代理申請用修正フォームにアクセスしてください。なお、受付完了後に修正フォームにログインできるまで、1日～数日かかる場合があります。
②-10	申請はいつ受理されるのか。	入力内容・添付書類を順次審査して、 <u>不備がないことを確認</u> した時点で受理いたします。
②-11	審査結果は通知されるのか。	<u>審査完了後にメールでご連絡</u> いたします。また4月1日以降に、 <u>釜石市ホームページ</u> 上で新しい名簿を公開いたしますので、各自で名簿をご確認ください。

釜石市 物品購入等競争入札参加資格審査申請Q&A

【全てのお問い合わせ先】釜石市財政課 TEL：0193-27-8416

No.	質問(Q)	回答(A)
②-12	行政書士の業務で、入札参加資格審査申請依頼を受けて、申請フォームに入力しているが、「当申請の担当者情報」欄はどう入力すればよいか。	入札・見積徴取の際の連絡先となりますので、 <u>業者側担当者</u> の情報を入力してください。 なお、代理申請を担当した行政書士等の情報は、申請代理人の欄に入力してください。
②-13	行政書士として、複数の業者から入札参加資格申請依頼を受けている。複数の事業者データを同時に保存しながら並行して進めることは可能か。	ブラウザにデータが保存されますので、複数の事業者の申請を保存しながら進めることはできません。 1事業者ずつ申請を完了させてください。
③添付書類に関するQ&A		
③-1	各添付ファイルの添付の仕方が分からない。	以下の手順で添付してください。 ① 参照ボタンをクリック ② 表示されるダイアログボックス(小窓)で、添付したいファイルの保存場所を選択 ③ 添付したいファイルをクリックして選択し、「開く」等をクリック ※添付画面からはファイル内容の確認はできませんので、ファイル名・拡張子をご確認ください。
③-2	「会社又は法人の登記事項証明書」とは、具体的に何の書類を提出すればよいか。	<u>履歴事項全部証明書</u> を提出してください。
③-3	履歴事項全部証明書・納税証明書は、原本をスキャンしたもののか。それとも(写)をスキャンしたものでよいか。	有効期間内の証明書であれば、原本と(写)のどちらでも構いません。
③-4	委任状などの押印が必要な書類は、白黒のPDFでもよいか。	作成した書面原本を、 <u>カラー</u> でスキャンしてPDFデータにしてください。書面原本は申請者で保管してください。
③-5	添付書類に記載する住所は、『○番○号』と『△-△』のどちらで記載すればよいか。	添付書類に記載する住所の番地については、どちらで記載しても問題ありません。
③-6	添付書類に記入する本店名、代表者名は手書きでなく、ゴム印で押してもよいか。	ゴム印でも構いません。
③-7	インターネット環境はあるが、スキャナーがない。添付書類は持参又は郵送で提出できるか。	原則的に申請入力システムからの提出となりますが、特別な理由がある場合は <u>事前に</u> 釜石市財政課までご相談ください。
④変更申請に関するQ&A		
④-1	変更申請とは何か。	「変更申請」とは、 <u>名簿登録時の申請内容に関する変更</u> について届出することです。 変更内容ごとの添付書類については、釜石市ホームページをご確認ください。

釜石市 物品購入等競争入札参加資格審査申請Q & A

【全てのお問い合わせ先】釜石市財政課 TEL：0193-27-8416

No.	質問(Q)	回答(A)
④-2	一旦登録した営業所情報は随時変更可能か。	随時変更可能です。
④-3	変更手続はシステム上で行うのか、書面で提出するのか。	システム上又は書面で提出してください。書面の場合は、変更届と添付書類を提出してください。システム上で提出する場合は、変更内容を所定の欄に記入し、添付書類を所定の欄に添付してください。
④-4	名簿に登録されている品目の一部を別会社(子会社・グループ会社含む)に継承する場合、変更手続きでよいか。	継承先の会社が名簿登録されている場合は、継承先の会社で「変更申請」してください。 継承先の会社が名簿登録されていない場合は、継承先の会社で「追加申請」してください。
④-5	入札参加資格の変更申請は、どの時点で受理されるのか。	原則的に、釜石市財政課で提出内容に不備がないことを確認した日をもって受理いたします。 なお変更は変更申請日から有効となりますが、変更内容が釜石市ホームページ上の名簿に反映されるのは、概ね受理日の翌月初となります。